



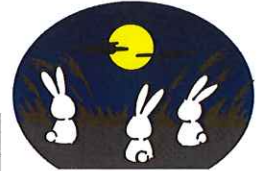
呉市立小・中学校

平成28年9月発行

共同事務センターだより 第5号

担当 宮原共同事務センター

2学期が始まりました。  
今回は県費給与明細書の見方についてお知らせいたします。  
ぜひご自分の明細書を確認、計算をしてみてください。



広島県 平成28年 月 給与等支給明細書										
①		所属名：〇〇小		所属コード：〇〇〇〇〇		氏名：〇〇 〇〇		職員番号：〇〇〇〇〇〇		
給料表	級号給	調整額	減額時間数	支出科目						
控除後の額	口座振込計	現金支給額	会費額	会費引落後計						
②	給項目	金額	支給項目	金額	③	控除項目	金額	④	振込先金融機関	振込金額
	初任給調整手当		宿日直			健康保険			1 口座	
	扶養手当		管理職手当			厚生年金			2 口座	
	地域手当		教員特別			介護掛金			第 3 口座	
	住居手当		児童・寒冷地			短期掛金				
	通勤手当		単身赴任			退職等年金掛金				
	特殊勤務手当		追給戻入額			共済積立金				
	特給・へき地					物産代金				
	産業教育					共済積立貯金				
	定通手当					互助会掛金				
	時間外手当					互助会積立金				
	期末					互助会物産代				
	勤勉					公舎使用料				
	休日・管理特手当					生命保険料				
	夜間勤務					財形貯蓄				
						雇用保険料				
			支給合計			控除合計			⑤	引支給額
⑥	名称	金額	名称	金額	名称	金額	名称	金額		
			会費2		会費3		会費計			

①の欄 自分の給料表、号給等を確認！

広島県 平成28年 月 給与等支給明細書						
所属名：〇〇小		所属コード：〇〇〇〇〇		氏名：〇〇 〇〇		職員番号：〇〇〇〇〇〇
給料表	級号給	調整額	減額時間数	支出科目		
控除後の額	口座振込計	現金支給額	会費額	会費引落後計		

②の欄 支給されている給料や諸手当の金額の確認！

支給項目	金額	支給項目
給料		宿日直
初任給調整手当		管理職手当
扶養手当		教員特別
地域手当		児童・寒冷地
住居手当		単身赴任
通勤手当		追給戻入額
特殊勤務手当		
特給・へき地		
産業教育		
定通手当		
時間外手当		
期末		
勤勉		
休日・管理特手当		
夜間勤務		
		支給合計

支給されている主な手当について説明します。

○扶養手当

配偶者『13000円』, 扶養親族1人につき『6500円』等

○地域手当(広島市及び安芸郡府中町を除く県内の地域の場合)

『(給料+管理職手当+扶養手当)×4/100』

○住居手当(\*100円未満切り捨て)

家賃23000円以下=『家賃-12000円』

家賃23001円~55000円

=『(家賃-23000円)×1/2+11000円』

家賃55001円以上=『27000円』

○通勤手当

人が歩ける最短経路で2km以上ないと支給されません。

電車 バス等...運賃相当額(限度額あり)

自動車 バイク等...通勤距離による金額(限度額あり)

○児童手当

6月・10月・2月の3期に

それぞれの前月分までが支給されます。

○追給戻入額

前月までの支給内容に訂正等がある場合記載されます。

詳しくは追給戻入内訳書が発行されますので確認してください！

- 所得税1  
毎月の給与支給額等により算出された金額
- 所得税2  
期末勤勉手当支給額等により算出された金額
- 住民税  
6月配付の「住民税特別徴収税額の決定通知書」に記載されている金額
- 短期掛金(健康保険料)  
標準報酬月額×44.51/1000
- 厚生年金(厚生年金保険料)  
標準報酬月額×86.39/1000
- 退職等年金掛金(企業年金に相当するもの)  
標準報酬月額×7.5/1000
- 介護掛金(40歳以上64歳まで)  
標準報酬月額×5.42/1000
- 雇用保険料  
31日以上雇用される臨時的任用職員等に適用
- 健康保険  
2ヶ月を超え12月まで雇用される臨時的任用職員

### ③税金や掛金、財形貯蓄等の確認!

控除項目	金額	控除項目	金額
所得税1		健康保険	
所得税2		厚生年金	
住民税		介護掛金	
短期掛金		掛金精算額	
退職等年金掛金			
共済償還金			
物資代金			
共済積立貯金			
互助会掛金			
互助償還金			
互助会物資代			
公舎使用料			
生命保険料			
財形貯蓄			
雇用保険料			
		控除合計	

### ⑤支給される給与の合計

差引支給額	
-------	--

### ④口座ごとの給与の振込金額

振込先金融機関	振込金額
第1口座	
第2口座	
第3口座	

⑥の会費額が含まれた金額が表示されています

### ⑥会費の金額

会費とは学生協での支払いや、職員の毎月の給食費や職員会費等を給与から控除されている場合表示されます。

名称	金額	名称	金額	名称	金額	名称	金額
会費1		会費2		会費3		会費計	

## サービス「一問一答」第23号 親族の葬儀、服喪のための休暇

Q. 本号の、例えば祖父母が死亡した場合の「3日」というのは、1日ごとに分割して取得できるのか。

A. 連続する3日間の期間内であれば、分割した取得も可能である。  
(ここで言う「3日」というのは、カレンダーで連続する3日間を意味するので、この中には、週休日及び祝日法上の休日等も含まれる)